

【アメリカ】トランスジェンダーの未成年者に対する性別肯定治療の是非をめぐる動向

トランプ（Donald J. Trump）大統領は、2025 年 1 月 20 日の大統領令第 14168 号第 3 条 g 項により、生物学的な性別を変更できるとするジェンダー理論を推進する目的での連邦補助金の支給を禁止した（90 Fed. Reg. 8615）。また、同月 28 日の大統領令第 14187 号第 4 条により、19 歳未満の者に、次の①～③の性別肯定治療を行う病院等への連邦補助金の支給等を禁止した。①第 2 次性徴抑制剤を使用して正常な思春期の開始又は進行を遅らせること、②性ホルモンを使用した生物学的な性別の変更、③手術（90 Fed. Reg. 8771）。これらの規定の合憲性に対する訴訟のうちの 1 件で、連邦地裁は、同年 3 月 4 日に全米差止命令を発出したが、同月 28 日に政府がこの命令に違反しているとする原告の更なる申立ては却下し、さらに、連邦控訴裁は、前述①～③と同様の治療を禁止する 2023 年テネシー州法（同年 7 月 1 日施行、Pub. Ch. 1 (SB1)）の合憲性に関する訴訟の判決が出るまでは、当該訴訟の進行を停止すると 2025 年 5 月に判断した（No.25-337-BAH. 同年 10 月 9 日時点で訴訟は進行中。）。このほか、上記の規定に対する訴訟は、連邦地裁（No.1:25-cv-12162）と連邦控訴裁（No.2:25-cv-00244）に各 1 件係属している。大統領令の合憲性に関するこれらの訴訟とは別に、テネシー州法の合憲性に関する前掲の訴訟が前政権時代に提起され、同年 6 月 18 日、連邦最高裁は、同法が設ける年齢による分類（治療を成人には認めるが、未成年者には認めない。）と治療目的による分類（性別違和、性同一性障害等の治療目的を認めない。）が合憲であるとする判決を下した（145 S. Ct. 1816）。なお、同様の州法は 25 州で制定されている。

海外立法情報課・中川 かおり

- ・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-02-03/pdf/2025-02194.pdf>
- ・ https://www.supremecourt.gov/opinions/24pdf/23-477_2cp3.pdf

【カナダ】水素を混合した天然ガスの供給を目指すアルバータ州ガス事業法の改正

温室効果ガス排出削減策として水素が注目される中、カナダで最も多くの水素を製造するアルバータ州では、2,100 戸の住宅への天然ガス供給システムに、水素を最大 5%混合して提供する試行が行われている。水素は、天然ガスの主成分のメタンより発火しやすく、爆発性が高いとされる。こうした試行に法的根拠を与え、新興技術を支援し、システムの安全性と信頼性を確保する目的で、2025 年 5 月 15 日、ガス事業法（RSA 2000, c.G-5）が改正された（2025 年エネルギー及び公益事業法改正法（SA 2025, c.8）第 3 条による。同年 10 月 9 日時点、未施行）。

ガス事業法（以下、条名は同法のもの）に、第 4.1 部「水素の混合」が追加され、最大混合限度を超えない濃度で、エネルギーキャリア（輸送する媒体）又は燃料として使用される目的の、気体状態の分子状水素（水素ガス）が天然ガスに混合された「水素混合天然ガス」（第 1 条第 1 項）（以下「混合ガス」）を、家庭用及び業務用に供給することが可能となった。混合する濃度は、主務大臣が定める規則（以下「規則」）による（第 48.4 条）。ガス事業者は、規則に従い、特定の顧客への混合ガスの供給をアルバータ州公益事業委員会に申請する。同委員会は、申請が規則で定める基準及び要件を満たすこと並びにガス事業者が規則に従い（当該顧客の）同意を得ていることという要件を満たすと認めた場合に限り、申請を認可する（第 48.2 条）。また、ガス事業者が混合ガスの供給に関連する費用を回収できるのは、同委員会が定める公正で合理的な料金により、かつ、混合ガスを供給される当該顧客から徴収する場合に限られており（第 48.3 条）、割高になることが見込まれている。混合濃度を高めると、製造コストや輸送インフラの問題に影響する可能性も指摘されている。

海外立法情報調査室・河合 美穂

- ・ https://kings-printer.alberta.ca/1266.cfm?page=2025ch08_unpr.cfm&leg_type=Acts&isbncln=9780779855797&display=html

【EU】ブルガリア、2026 年 1 月 1 日からユーロ導入へ

EU 加盟国にユーロを導入するには、4 項目の収斂（れん）基準（物価の安定性、健全な財政、為替の安定性及び長期金利の安定性）への適合が条件となる（EU 運営条約第 140 条）。EU 理事会が条件を満たしていないと決定した加盟国は、欧州中央銀行制度における権利及び義務から除外される「適用除外加盟国」とされる（EU 運営条約第 139 条）。

2025 年 7 月 8 日、ブルガリアにユーロを導入するため、EU 理事会は、①2026 年 1 月 1 日のブルガリアのユーロ導入に関する理事会決定（EU）2025/1407（全 2 か条）、②ユーロ導入に関する理事会規則（EU）2025/1408（全 2 か条）及び③換算レートに関する理事会規則（EU）2025/1409（全 2 か条）を制定した。施行日は、①は 2025 年 7 月 10 日、②及び③は 2026 年 1 月 1 日である。①～③の主な内容は、次のとおりである。①ブルガリアがユーロ導入に必要な条件を満たしていること、ブルガリアに対する適用除外措置は 2026 年 1 月 1 日に廃止されることを規定する。②ユーロ導入に関する理事会規則（EC）No 974/98 を改正し、ユーロ圏参加国にブルガリアを含める。③ユーロとユーロを導入する加盟国の自国通貨との間の換算レートを定める理事会規則（EC）No 2866/98 を改正し、ユーロとブルガリアレフとの換算レートを 1 ユーロ当たり 1.95583 レフと定める。これにより、ブルガリアは、2023 年のクロアチアに続き、EU 加盟国の中で 21 番目のユーロ圏参加国となる。

海外立法情報課・田村 祐子

- ・ <https://data.europa.eu/eli/dec/2025/1407/oj>
- ・ <https://data.europa.eu/eli/reg/2025/1408/oj>
- ・ <https://data.europa.eu/eli/reg/2025/1409/oj>

【EU】オオカミの保護レベルを緩和する指令の制定

2025 年 6 月 17 日、オオカミ（学名 *Canis lupus*）の保護レベルに関して、自然生息地並びに野生動物及び野生植物の保全に関する理事会指令 92/43/EEC（以下「生息地指令」）を改正する指令（Directive（EU）2025/1237. 全 4 か条。以下「2025 年指令」）が制定され、同年 7 月 14 日に施行された。背景には、オオカミの個体数が 11,193 頭（2012 年）から 20,300 頭（2023 年）へと約 10 年で倍増し、毎年少なくとも 65,500 頭の家畜被害が出ていることが挙げられる。今回の生息地指令の改正は、ベルン条約の改正に合わせたものである。ベルン条約は、欧州の野生動植物とその生息地の保護を目的として 1979 年に採択され、EU 全加盟国を含む 49 か国及び EU が署名している。ベルン条約の附属書は、2024 年 9 月 26 日の EU の提案（理事会決定（EU）2024/2669）を受けて改正され、オオカミの保護レベルを附属書Ⅱ（厳重に保護される動物種）から附属書Ⅲ（保護される動物種）へ引き下げていた（2025 年 3 月 7 日発効。附属書の改正は、締約国が提案することができ、締約国の 3 分の 2 以上の賛成で採択される。）。

2025 年指令の主な規定は、次のとおりである。オオカミを生息地指令の附属書Ⅳ（厳重な保護を必要とする欧州共同体の関心対象である動植物種）のリストから削除し、附属書Ⅴ（野生における採取及び利用が管理措置の対象となる可能性がある欧州共同体の関心対象である動植物種）のリストに加える（第 1 条）。加盟国は、指令の内容を 2027 年 1 月 15 日までに国内法化する義務を負う（第 2 条）。第 1 条による改正の結果、従来は捕獲や殺傷等が原則禁止されていたのに対し、改正後は、捕獲や殺傷等に関して地域的な個体群の消滅等を引き起こし得る非選択的な方法（例：毒物、爆発物）が禁止されるにとどまる。

海外立法情報課・田村 祐子

- ・ <https://data.europa.eu/eli/dir/2025/1237/oj>

【イギリス】サッカー統制法の制定

英国では、サッカークラブ（以下「クラブ」）は、地域の繁栄に貢献してきた。しかし、近年は、クラブの財政破綻や分離リーグ設立の試みなどクラブの在り方に対しファン等から懸念が示され、2021 年 11 月には政府の委託調査報告書で独立規制機関の設立を主とする提言がなされた。政府は、その実現に向けた取組を続け、2025 年 7 月 21 日、「2025 年サッカー統制法」（Football Governance Act 2025 (c.21)）が国王裁可を受けて成立した。この法律は、全 10 部 101 か条及び附則 12 編から成り、原則として、イングランド及びウェールズに適用され（第 99 条）、施行期日は主務大臣の定める規則に委ねられている（第 100 条）。主な内容を紹介する。

イングランドの上位 5 リーグに所属するクラブの持続可能性の確保を主要な任務とする独立サッカー規制機関（Independent Football Regulator. 以下「IFR」）を設立する（第 5 条）。IFR は、要件を満たしたクラブに対し運営ライセンスを付与する（第 15 条～第 18 条）。クラブの所有者となる者は、IFR が適格と判断した場合に限りその所有者となることができる（第 28 条）。IFR は、クラブの所有者を不適格と判断した場合、その資格を剥奪する命令を発することができる（第 38 条）。クラブは、IFR が規則で禁止するリーグに参加してはならない（第 45 条）。クラブは、IFR の承認なく、本拠地の売却及び移転を行ってはならず（第 46 条、第 48 条）、ファンの支持を立証する合理的な措置を講じない限り、チームのエムブレムなどに重大な変更を行ってはならない（第 49 条）。リーグ主催者は、リーグ間の収益の分配について IFR に調停を申請することができ（第 57 条）、調停が不成立の場合、IFR は、自らが適切と考える方法による収益の分配を命じなければならない（第 62 条）。

海外立法情報調査室・北村 弥生

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/21/contents/enacted>

【イギリス】就労年齢層を対象とした社会保障給付の支給額を改定する法律

普遍的給付（以下「UC」）は、2012 年福祉改革法（本誌 No.252-2, 2012.8, pp.8-9 参照）に基づき、6 つの給付制度（所得調査制求職者給付、所得調査制雇用・支援給付、所得補助、住宅給付、勤労税額控除、児童税額控除）を統合した包括的な社会保障給付制度である。18 歳以上で、かつ、国民年金受給年齢未満の低所得世帯（現金、貯蓄、投資の合計が 1 万 6 千ポンド（約 320 万円）以下）を対象とし、基本額と加算額（障害、労働能力、介護等の各要素で構成）の合計額が給付される。政府は、申請者の増加等により社会保障制度が機能不全に陥っており、支出をより持続可能な軌道に乗せる改革が必要であるとして、2025 年 6 月 18 日、UC 料率の調整措置に関する法律案を議会に提出し、同年 9 月 3 日、「2025 年普遍的給付法」（Universal Credit Act 2025 (c.22)）が国王裁可を受けて成立した。この法律は、全 7 か条及び附則 2 編から成り、一部（2026 年 4 月 6 日施行）を除き、国王裁可と同日に施行された。主な内容を紹介する。

2026/27～2029/30 年度の各年度において、基本額を物価上昇率を上回る水準で引き上げる（第 1 条）。加算額の労働能力の要素について、「労働及び就労に向けた活動能力の制限（以下「LCWRA」）」の 2026 年 4 月 6 日以降の新規申請者（末期疾患及び重篤な状況基準を満たす申請者を除く。）には、現在の支給額の約半額を支給し（第 2 条）、2026 年 4 月 5 日までの申請者並びに末期疾患及び重篤な状況基準を満たす申請者には、2026/27～2029/30 年度の各年度において、LCWRA と基本額の合計額が物価上昇率を上回る水準となるよう調整する（第 4 条）。2026/27～2029/30 年度の期間、主務大臣による給付の年次改定の義務を LCWRA 及び「労働能力の制限（LCW）」には適用しない（第 3 条）。

海外立法情報調査室・北村 弥生

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/22/contents>

【ドイツ】コロナ・パンデミックを検証する調査会の設置

ドイツでは、コロナ・パンデミックの経験を検証する委員会の連邦議会への設置が長らく議論されていたが、委員会の形態をめぐって合意を得ることができなかった。現野党の緑の党と左派党は、当時のシュパーン（Jens Spahn）保健相（キリスト教民主同盟）に対する責任追及（大量のマスクの高額購入により公費を浪費し、また、物流会社の調達において地元選挙区の企業を優遇したとの疑惑が持たれている。）も行うべきとの立場から、調査委員会（Untersuchungsausschuss. 刑事訴訟に関する規定が準用されるなど行政の不祥事の追及に適している委員会）の設置を主張していた。前政権時、社会民主党は、抽選で選ばれた一般市民を委員とする市民評議会（Bürgerrat）の設置に積極的な姿勢を示していたが、2025年4月に成立したキリスト教民主／社会同盟との連立協定では、調査会（Enquete-Kommission. 広範かつ重要な複合的事案に関する立法上の決定を行う準備のために設置される委員会）を設置することが明記された。

2025年7月10日、連立協定の方針に従い、連邦議会においてコロナ・パンデミックの検証に関する調査会の設置が可決された。設置の動議（BT-Drs. 21/805）に示された調査会の目的は、大要、次のような内容である。州レベルの委員会等で既に行われた調査結果を踏まえつつ、パンデミックの全体像を明るみに出す。当時とられた対策の適否や実施体制における権限配分等の適正さを評価する。対策に失敗や不十分な点がなかったかを確認し、社会的な弱者への対策の提言を含め、将来の国家の行動の指針となるような調査結果を残す。

調査会は、14人の連邦議会議員と14人の専門家によって構成され、2027年6月30日までに最終報告書を提出する。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://dsrserver.bundestag.de/btd/21/008/2100805.pdf>

【イタリア】インフルエンサーの活動に対するガイドライン等の制定

2025年7月23日、Agcom（通信市場における事業者の適正な競争の保障と、利用者の基本的自由の保護をその任務とする独立行政機関）は、インフルエンサーに対するガイドライン及び行動規範を制定した。その適用対象は、利用するソーシャルメディアプラットフォーム又は動画共有プラットフォームの少なくとも一つにおいて、①フォロワー数が50万人以上又は②コンテンツの月間平均再生回数が100万回以上のインフルエンサーである。当該インフルエンサーは、行動規範を採択した決定の公表から6か月以内に自らの情報をAgcomに送付し、Agcomは、当該情報に基づいたリストを5か月以内にウェブ上で公開する。また、ガイドラインは、従来は放送事業者等が対象であった2021年11月8日立法命令第208号（視聴覚メディアサービスに関する統一法）の規定のうち、当該インフルエンサーが遵守しなければならない規定を特定している。これにより、当該インフルエンサーは、主として次のような義務を負う。(a) ステルスマーケティングを防止するため、スポンサー付コンテンツの場合にはそれを明確に認識できるようにしなければならない。(b) 未成年者を対象としたコンテンツは、その身体的、精神的、道徳的な発達に重大な悪影響を及ぼすものであってはならない。(c) 人間の尊厳を尊重し、差別を含むものであってはならない。(d) 著作権その他の関連する権利を損なうものであってはならない。こうした義務に違反した場合、特に深刻な違反に対しては最高60万ユーロ（1ユーロは約172円）の過料が科される。ガイドライン等の制定に関して、消費者団体は、ステルスマーケティングとの闘いにおける重要な前進と評価しつつも、フォロワー数の少ないインフルエンサーも適用対象とすることなどを要望している。

海外立法情報課・芦田 淳

・ <https://www.agcom.it/provvedimenti/delibera-197-25-cons>

【スウェーデン】新規の原子炉への投資に対する国の支援制度

スウェーデンでは、2022年の政権交代により、エネルギー政策の目標が「100%再生可能エネルギー（100 procent förnybart）」から「100%化石燃料フリー（100 procent fossilfritt）」に変更された。2023年10月には、新規原子炉の建設を既存の原子炉の代替の場合等に限定する環境法典の規定の削除等の法改正が行われ、原子力活用の方角性が示された。

2024年11月、スウェーデン政府は、近隣地域で戦闘が行われている状況において安全保障上の観点からの厳格な審査が必要とされるとして、信号傍受の阻害など防衛設備への悪影響を理由に、バルト海の洋上風力発電所に関する13件の建設・運営の申請を不許可とする決定を行った。このように風力発電の開発が停滞する中、スウェーデン政府は、増大する電力需要を充足させるため、原子力発電の拡張を進めることとした。2025年3月27日、新規原子炉の建設への投資に対する国の助成方法の条件を定める政府提出法律案が国会に提出され、同年5月21日に可決された。同年6月3日、同案は法律として公布され、同年8月1日に施行された。

同法の主な内容は次のとおりである。新規原子炉の建設及び試運転並びに建設前の設計その他の準備措置に対しては国による融資（第3条）、新規原子炉の定常運転に対しては国と企業の間での差額決済契約（対象となる電源の固定価格が市場価格を下回った場合、国が差額を補填し、上回った場合、差額を国の収入とする契約）の締結（第4条）により支援する。新規原子炉の建設・所有・運転のみを目的として活動している企業が支援の対象となる（第7条）。

スウェーデン政府は、全体で設備容量約5,000メガワット（4基の大規模原子炉に相当する）までの投資を国の支援対象とすることを予定している。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://svensksforfattningssamling.se/doc/2025587.html>

【ロシア】孤児に対する公的扶助の拡大

ロシアでは近年、ウクライナ侵略の長期化等の理由により、孤児となる児童が増加している。その対策として2025年7月31日に制定された連邦法240号は、関連する2つの既存の連邦法に改正を加え、孤児に対する公的扶助の拡大を規定するものである（同日より施行）。

第一に、連邦法「孤児及び親の養育を受けていない児童に対する社会扶助の追加的保障について」（以下「社会扶助法」）第10条では、当該孤児及び児童に対する「司法による保護」が規定されている。今回の法改正によって、これまで定められていた「裁判所に申立てを行う権利」に加えて、後述の「無料法律扶助を受ける権利」が追加されることになった（連邦法第340号第1条）。第二に、連邦法「ロシア連邦における無料法律扶助について」第6条は、①口頭及び書面による法律相談、②申請書、苦情、請願書その他法的性質を有する文書の作成、③裁判所等における国民の利益の代表（例えば、孤児等の居住を目的とする建物の賃貸借契約に関する訴訟が提起された場合の孤児等の側の費用負担）という三点を、無料で提供され得る法律扶助として定めている。今回の法改正によって、無料法律扶助を受ける権利を有する国民として、従来の「障害のある児童、孤児及び親の養育を受けていない児童、その法定代理人及び代表者」に加えて、「在学中に両親又は片親を亡くした者」が追加された（連邦法第340号第2条）。なお、社会扶助法第1条は、両親又は片親が死亡した18歳未満の者を「孤児」、普通教育や職業教育プログラム等の最中に両親又は片親が死亡した18歳から23歳までの者を「在学中に両親又は片親を亡くした者」と定めている。

海外立法情報課・堀田 主

・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202507310079>

・ <https://rg.ru/2025/08/07/sirotam-polozhen-iurist-besplatno.html>

【韓国】AI デジタル教科書を教科書の定義から除外するための法改正

2023 年 10 月 24 日、韓国政府は「知能情報化技術を活用した学習支援ソフトウェア」を教科書の定義に追加する大統領令（「教科用図書に関する規程」）の改正を行った（大統領令第 33829 号）。これは、尹錫悦（ユン・ソンニョル）政権（2022 年 5 月 10 日～2025 年 4 月 4 日）が進めていた、人工知能（AI）を活用したデジタル教科書（以下「AI デジタル教科書」）の小中高等学校への段階的導入に向けた法整備を目的としたものであった。

これに対し、国会の議席の過半数を占めていた野党は、学力低下、デジタル機器への過度の依存等への懸念から AI デジタル教科書の導入に反対し、2024 年 12 月 26 日、AI デジタル教科書を教科書の定義から除外するための「初等中等教育法一部改正法律案」を本会議で可決させた。しかし、尹大統領が再議要求権（拒否権）を行使したため、同法律案は成立しなかった。

その後、2025 年 6 月 3 日の大統領選挙で野党の李在明（イ・ジェミョン）候補が当選し、第 21 代大統領に就任したことから、上述の法改正が再び推進され、同年 8 月 4 日、「初等中等教育法一部改正法律案」が本会議で可決、同月 14 日に公布された（法律第 21013 号）。

今回の法改正により、「教科書」、「指導書」及び「教科用図書」の定義（第 29 条）並びに教科書以外の教材に相当する「教育資料」の定義（第 29 条の 2）が新設された。これにより 2025 年 3 月から導入が開始された AI デジタル教科書は、同年 8 月 14 日以降は教育資料として扱われることとなった。なお、従来から教科書として認められていた通常のデジタル教科書は、今回の法改正後も引き続き教科書として認められる。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC_J2Z5X0Y7P1N0P1T0S3J5F0H9A2L1D2&currMenuNo=2600044

【韓国】授業中のスマートフォン等の使用を禁止するための法改正

近年、韓国では、青少年のスマートフォン等への過剰依存が社会問題となっている。女性家族部（部は日本の省に相当）が公表した「2025 年青少年メディア利用習慣診断調査」によると、調査に参加した全国の小学 4 年生、中学 1 年生及び高校 1 年生（計約 123 万 5 千人）の約 17%（約 21 万 3 千人）が「インターネット・スマートフォン過（剰）依存危険群」（スマートフォン等の過剰利用により日常生活に支障が出ている青少年）に分類された。

小中高の各学校では、2023 年 9 月 1 日に発令された「教員の学生生活指導に関する告示」（教育部告示第 2023-28 号）等に基づき、児童・生徒に対して授業中のスマートフォン等の使用を禁止する等の生活指導を行っていた。さらに、2024 年 10 月 7 日に国家人権委員会が学校による校内でのスマートフォン等の一時的な回収は人権侵害ではないとの決定を行ったことから、校内でのスマートフォン等の使用制限に係る法的根拠を明確にするための法改正が進められ、2025 年 9 月 16 日、初等中等教育法が改正された（法律第 21049 号、2026 年 3 月 1 日施行）。

今回の法改正により、児童・生徒が授業中にスマートフォン等を使用することを禁止する条項が新設された（第 20 条の 5 第 1 項）。ただし、障害を有する児童・生徒が補助機器として使用する場合、教育目的で使用する場合等はこの限りでない。

また、学校長及び教員は、児童・生徒の学習権の保護及び教員の教育活動のために必要な場合は、校内でのスマートフォン等の使用及び所持を制限することができる（同条第 2 項）。これにより法改正前から実施されていた、登校時に回収して下校時に返却する等の方法によるスマートフォン等の使用制限に対しても法的根拠が整備された。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC_Z2Y5Z0H7K0D8H1H4M5Q1O1V2J6D1V5

【中国】反不正競争法の改正

中国の反不正競争法は、公平な競争の促進、不正競争行為の防止、事業者等の権利保護のため、1993年に制定、2017年及び2019年に改正された。電子商取引での公平な競争の強化等のため、独占禁止法（本誌 No.293-2, 2022.11, p.37 参照）、公平競争審査条例（本誌 No.301-1, 2024.10, p.38 参照）等とともに、2021年末以降、反不正競争法の改正作業が進められた。改正法は、2025年6月27日に公布、同年10月15日に施行された（中華人民共和国主席令第50号）。

改正法（全5章41か条）では、禁止される混同惹起（じゃっき）行為の一つに、SNSのアカウント名、アプリ名等の無断使用が追加された。他者の登録商標等を無断使用し、又は他者の商品名等を検索語とする行為も同じく禁止された（第7条）。営業秘密侵害行為の一つに、守秘義務に違反するよう他者に教唆等を行う行為が追加され、事業者以外の個人等による同様の行為も、侵害行為とみなすことが明記された（第10条）。禁止される懸賞付販売行為の一つに、販売開始後の、懸賞の種類、金額等に係る正当な理由のない変更が追加された（第11条）。他の事業者の保有データの不正な入手・使用、他者を使った虚偽の取引、レビュー、返品等による他事業者への損害行為等が禁止された（第13条）。プラットフォーム運営事業者に対し、定価を縛るルール等による、参入事業者への原価割れでの販売の強制が（第14条）、大企業に対しては、中小企業に対する不合理な取引条件の設定、支払遅延等が禁止され（第15条）、これらに違反した場合の罰則が新設された（第30条、第31条）。また、中国国外で本法に定める不正競争行為を行い、国内の市場秩序を乱し、国内事業者・消費者の利益を侵害した場合は、本法等の規定に従い処理する（第40条）とされた。

海外立法情報課・湯野 基生

・ http://www.npc.gov.cn/npc/c1773/c1848/c21114/fbzdzjzfxd/fbzdzjzfxd002/202507/t20250702_446413.html

【中国】農村道路条例の制定

中国では、電子商取引の普及及びそれに伴う宅配業の発展が、農村部の産品に対する需要を喚起し、農村振興をけん引している。政府は、農村部の移動・流通を促進するため、農村部の交通環境の整備を強化している。農村道路とは、国道、省道、県道、郷道、村道という道路体系のうち、県道以下の道路の総称であり、2024年末現在、その総延長は約464万kmに達し、全道路の約85%を占める。農村道路の維持管理体制の整備等のため、国務院行政法規である農村道路条例が、2025年7月16日に公布、同年9月15日に施行された（国務院令第813号）。

本条例は、全28か条から成る。県級政府は、農村道路の発展の主体的責任を負う（第5条）。農村道路に係る経費は、主に財政支出で保障する。国は、寄附等による資金調達を奨励する（第6条）。農村道路の建設では、道路網の質の向上を重点とし（第7条）、都市・農村の交通運輸の一体化を促進し、地方政府は、農村部の産業発展との融合を促進するものとする（第9条）。新設の農村道路は、（交通量等に基づき設定される）等級に応じた（幅員、速度等の）基準を満たさなければならない（第8条）。県級政府は、農村道路維持の財政支出上の責任を果たし、農村道路の資産としての管理を強化する（第16条）。県級政府の交通運輸主管部門は、農村道路での過積載走行の対策を強化するものとし（第13条）、農村道路の補修工事及び県道の日常補修を行い、県級の下郷鎮政府は、郷道及び村道の日常補修を行う（第18条）。日常補修では、周辺住民の参加を募り、清掃、緑化等を委託し、公益的業務に就業困難者を優先的に受け入れることができる（第19条）。県級政府は、農村道路の安全上のリスクを洗い出す体制を整備し（第22条）、防災能力等を強化する（第23条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ https://www.gov.cn/zhengce/content/202507/content_7033173.htm

【中国】宅配暫定条例の改正

中国は2014年以降、11年連続の宅配件数世界一となった。2018年には、宅配業の制度、経営主体、安全確保等を定めた国务院行政法规である宅配暫定条例が制定された。一方、宅配包装材による環境汚染の問題が生じ、2020年、固体廃棄物環境汚染防止法（本誌 No.284-2, 2020.8, pp.28-29 参照）が改正され、宅配包装に関する規定が新設された。さらに、2020年、2022年の2度にわたり国务院から宅配包装に関する法規や規格を急ぎ整備するよう求める通知が出され、以降、関係する部門規則、国家規格等の制定が続いた。これらを踏まえ、宅配暫定条例を一部改正する決定が制定された（国务院令 第806号。2025年4月13日公布、同年6月1日施行）。

改正後の同条例は、全9章59か条から成る。第1章「総則」では、宅配業はグリーン（環境配慮）・省エネ等を旨としたサービス体制を構築しなければならない（第3条の新設）とされ、国は宅配包装のグリーン化、減量化、リサイクルを推進する（旧第9条の改正。新第10条）と明記された。さらに第6章「宅配包装」（第37条～第45条）が新設され、国は、環境保護基準に適合した宅配包装の研究開発等を支援し（第38条）、無包装での発送や二次包装の削減を推進すること（第40条）、宅配企業は、従業員の宅配包装処理の技能に係る研修を強化し（第41条）、包装の回収利用率を高め（第42条）、使い捨てプラスチック製品の使用状況を関係部門に報告しなければならないこと（第43条）等が明記された。そして、宅配企業の包装が国家規格に適合しなかったとき、使い捨てプラスチック製品の使用状況を報告しなかったとき、包装材の回収利用制度を実施せず、かつ、その是正を命じられても従わなかったとき等の罰則が新設された（第56条）。

関西館アジア情報課・刈田 朋子

・ https://www.gov.cn/zhengce/content/202504/content_7019786.htm

【オーストラリア】1987年豪州国防住宅公社法の改正

豪州は、「米国戦力態勢イニシアティブ」、「日豪部隊間協力円滑化協定」、「豪シンガポール軍事訓練イニシアティブ」等を通じ、アジア太平洋地域の安全保障の強化等を目的とした他国との軍事協力を拡大している。特に、米英豪3か国による安全保障協力の枠組み「AUKUS（オーカス）」では、豪州が少なくとも8隻の原子力潜水艦を取得し、米英がそれを支援することとされ、2023年3月、豪州に通常兵器搭載の原子力潜水艦を配備するための3段階のアプローチが示された。第1段階では、2027年から米英が自国の原子力潜水艦を西オーストラリア州のスターリング海軍基地にローテーション配備する予定となっている。

2025年8月28日、AUKUS関連で米英の国防軍関係者とその家族が豪州に大量に流入することが見込まれることから、住宅不足問題に対処するため、1987年豪州国防住宅公社法（以下「1987年法」）を改正する法律が制定された（翌29日施行）。

豪州国防住宅公社（Defence Housing Australia: DHA）は、国防軍構成員とその家族（1987年法第5条第1項a号）、国防省職員とその家族（同b号）、国防軍に物品又はサービスを提供する者とその家族（同c号）等に対し十分かつ適切な住宅及び住宅関連サービス（以下「住宅等」）を提供することを任務とし、そのための土地や家屋の取得・売却、住宅の建設・解体・修理等を行う権限を有する（同第7条）。改正法では、1987年法第5条第1項にe号～j号を追加し、DHAが住宅等を提供できる対象を拡大した。具体的には、外国軍事組織の構成員及びその家族（f号）、外国政府の職員及びその家族（g号）、外国軍事組織又は外国政府と契約した請負業者（h号）等である。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2025A00036/asmade/text>

【オーストラリア】時間外労働の割増賃金率の減額を禁止するための法改正

豪州の 2009 年フェア・ワーク法（Fair Work Act 2009, No.28, 2009）は、労働条件の公正かつ強制力のある最低基準を保証するものとして、全国雇用基準（第 2-2 章。週最大労働時間、育児休暇、年次有給休暇等を規定。）、労使裁定（modern awards. 第 2-3 章）、全国最低賃金命令（第 2-6 章。労働協約や労使裁定が適用されない被用者に適用。）を規定している。労働協約が特定の労働組合と雇用者による団体交渉を通じて締結されるのに対し、労使裁定は、労使裁定機関であるフェア・ワーク委員会（FWC）が特定の業界や職種ごとに定めた労働条件であり、最低賃金、労働時間、ペナルティ・レート（penalty rate. 週末・休日等の時間外労働に対する割増賃金率。以下「休日手当」）、残業手当等を規定することができる。近年、休日手当等の削減を目的として、雇用者から休日手当と残業手当を単一の賃金率にまとめる（roll up）ための申立て等が FWC に行われる事例が増加していた。それに対し労働党政権は、2025 年 4 月、総選挙（同年 5 月）を前に、労使裁定における休日手当等を保護するための法律の制定を公約した。

同年 8 月 29 日、上記公約実現のためフェア・ワーク法を改正する法律が制定された（翌 30 日施行）。主な内容は、同法への第 135A 条の追加である。同条第 1 項において、FWC が労使裁定の作成、変更、取消しの権限を行使するに当たり、次の行為を禁止した。①休日手当又は残業手当の減額、②時間外・休日労働等を行う被用者に支払われる追加報酬を減額する効果を持つ、休日手当、残業手当の受給資格に代わる条項を労使裁定に含めること。②は、減額効果を持つ単一賃金率等が想定される。なお第 1 項は、FWC に労使裁定の作成、変更、取消しを義務付けるものではない（第 3 項）。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2025A00037/asmade/text>